

（午後2時15分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番18、11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）休憩のときに、ちょっとうれしいニュースがあったようなので、ご報告をさせていただきたいと思います。

本日の午後1時22分04秒に、鹿児島県の種子島宇宙センターからはやぶさ2を載せたH2ロケットが順調に発射され、予定の軌道にはやぶさ2は分離されて、乗ったというニュースが入ってきましたので、大変うれしいニュースで、これからまた何か希望が持てるような発見があればなと思っておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

18番、最後の登壇でございまして、皆さん、大変お疲れのことと思っておりますが、1時間弱になると思いますが、おつき合いを願いたいと思います。

それでは、ただ今議長のお許しを得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は、男女共同参画推進条例制定に向けての一点でございます。

私も、この質問に関しては何度も質問をさせていただいておりますが、まだまだ不十分な点があるかと思っております。再度この取り組みをさせていただきたいと思っております。

世界経済フォーラムは、平成24年度版の世界各国の男女格差、いわゆるジェンダーギャップの少なさを指数化し、ランキングを発表しました。

日本は、世界142カ国中104位、主要7カ国

（G7）中では最下位という報告でありました。

そのランキングの基準は、職場への進出、教育、健康度合い、政治への参加の4分野で、男女間格差の少なさを指数化し、その平均点で総合順位を決めるというものでございます。

日本は、政治への参加が129位、職場への進出が102位で、要素別では、議会における女性比率が137カ国中の126位、主要20カ国地域（G20）の中では最下位ということございまして。

このような結果からもわかるように、日本における男女平等は、まだまだ進んでいるとは言えない状況であります。

例えば女性議員に比率を高めるために、海外では候補者などの一定割合を女性に割り当てるクオータ制を多くの国が導入しております。

また、今年のランキング16位のフランスでは、もとは政治への女性の進出が遅れていました。しかし、1999年の憲法改正時に、選挙で選ばれる公職に男女の平等を促すとの文言が追加されまして、2000年にはパリテ法と言われる候補者男女同数法が成立されるなどの取り組みがあり、2012年、大統領が男女同数内閣を実現されたこともあり、この順位が一挙に跳ね上がりました。

このように、何らかのアクションを起こさずしなければ、長年にわたり男性のみが占めてきたポジションに女性が入り込んでいくのは大変難しく、意図的に男女平等の観点を取り入れてこそ、その順位が上がるのだということがわかります。

さて、今の日本の現状はと言いますと、最

近では、都議会のセクハラ発言、私が議員になりましてから、この橋本市議会ではそのような発言は一切ありませんでしたので、大変皆さま方の男女共同参画に関する造詣の深さには感銘を受けているところでございますけれども、また、働く女性が妊娠や出産を理由に解雇、退職を勧められたり、心のない言葉を言われたりする、いわゆるマタニティハラスメントが問題となっています。

そして、何とマタニティハラスメントについては、在職中の20代から40代の女性のおよそ4人に1人が、その被害を受けたことがあるということでございます。

少子高齢化や、そしてそれに伴う生産人口の減少が進む中で、女性の労働力が今後の経済活動において必要不可欠だと言われているにもかかわらず、このような現状であることは、まだまだ男女共同参画の意識が浸透していないということを物語っています。

平成25年4月、安倍総理は、成長戦略スピーチの中で、女性の活躍は成長戦略の中核をなすものとして、社会における女性の活躍を取り上げられました。

そして、女性が輝く社会をつくることこそ、世の中全体を変える鍵であり、女性の活躍こそが、社会の閉塞感を打ち破る原動力であるとして、国民的な運動を展開するとされました。

また、その実現に向けての第一歩として、大企業に女性登用の数値目標を設定するよう義務づける女性活躍推進法案を成立させる予定でしたが、皆さまもご存じのように、衆議院が解散し、残念ながらこの法案は廃案となってしまいました。

しかし、この女性活躍推進法は、政党の政権公約にも挙げられており、次の国会での法案成立もめざすとのことでありますので、今後も引き続き国の重要政策の一つとして、後

戻りすることのないよう取り組んでいかれると期待をしているところであります。

そこで、今回は、本市におきましては、女性が生き生きと輝く社会の実現をめざして、その取り組みを重点的に継続していくために、今こそ男女共同参画推進条例の制定が必要と考えまして、何点か質問をさせていただきます。

①平成25年に、人権男女共同推進室を設置し、職員を配置していただきましてからは、着実にその成果が上がってきていると思いますが、人権男女共同推進室ができてからの、その具体的な取り組みをお教えてください。

②平成24年の12月議会でも、質問をさせていただきました女性相談窓口の開設に向けての進捗状況についてお教えてください。

③LGBT、性的少数者に対する取り組みについてですが、このLGBTのLはレズビアン、女性同性愛者、Gはゲイ、男性同性愛者、Bはバイセクシャル、両性愛者、Tはトランスジェンダー、生まれたとき割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人などの性的少数者の総称ですが、当局のお考えをお聞かせください。

④男女共同参画推進条例の進捗状況についてですが、平成13年の一次計画策定以来、10年以上にわたり、本市が取り組んできた施策を、この条例化をすることで、その位置づけがより明確になり、男女共同参画の一層の推進が図られると考えますので、現在の進捗状況についてお教えいただきたいと思っております。

以上私の壇上からの質問を終わらせていただきます。明快な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）11番 土井君の男女共同参画推進条例制定に関する質問に対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（石井美鈴君）登壇〕

○市民生活部長（石井美鈴君）男女共同参画推進条例制定についてお答えいたします。

本市では、平成24年3月に第二次橋本市男女共同参画計画を策定し、平成24年4月には、機構改革により、人権男女共同推進室を設置し、男女共同参画について担当部署を明確にするとともに、さらなる充実した取り組みをすることとしました。

また、計画策定後の平成24年8月には、学識経験者2人、公募委員2人、地域活動団体、各種関係機関の代表10人、合計14人の委員で構成する男女共同参画懇話会を設置し、同計画の推進を図っており、平成26年度中にはこの計画の進捗状況を、本市のホームページに掲載します。

これまでの具体的な取り組みとしては、市政の意思決定の場へ女性の参画を進めていくため、女性人材リストの新規募集を行っています。まだまだ登録人数が少なく、各方面から情報提供いただきながら、今まで以上に人材発掘に取り組んでいきます。

また、啓発については、本市のイベント等の開催時に、人権七タリボン啓発、家族間の話題づくりのためのイクメン・カジメン応援のお弁当シリコンバランの配布等を行うとともに、市庁舎や橋本駅、市内スーパー等の女性用トイレ個室に、DV情報提供カードを設置し、相談窓口の啓発を行っています。

さらに、今年度の市職員人権研修では、「DV・性暴力被害に対する適切な支援のあり方とは」をテーマとした研修を実施しました。

次に、女性相談窓口の開設についてですが、本計画に基づき、平成29年の開設を目標に、現在設置に向け、関係各課と連携を図りながら取り組んでいるところです。例えばDV庁内連携会議を定期的で開催し、情報を共有するとともに、各課に対してDV窓口対応マニ

ュアルを配布し、支援を必要とする女性を見逃さない取り組みを進めています。

そして、市民の方には、女性のエンパワメント及び人材育成のため、本年度では「朝活！オトナ女子の基礎講座～男女共同参画編～」を開催しました。さらに、平成27年、28年にかけて、女性相談員養成講座の開催を予定しているところです。

次に、LGBT、性的少数者に対する取り組みについてお答えします。

Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダー（性的違和）であり、見た目ではわからないと言われてい

ます。民間会社の調べでは、人口の約5.2%がLGBTとされ、職場等では30人に1人が対象とされています。テレビの中の話、外国での話ではなく、身近な存在というところから取り組みが必要と考えます。

当然日本の教育のカリキュラムには入っておらず、一般的に学ぶ機会が少ないことから、まず市職員が理解することに取り組む必要があります。

近くの自治体では、大阪市淀川区でLGBT支援事業を先進的に取り組んでいますので、参考にしながら研究していきたいと考えています。

次に、男女共同参画推進条例制定についてお答えします。

和歌山県下では、唯一上富田町が制定しています。全国では、平成23年度末現在542自治体で制定され、策定率は、市区で48%、町村で11.5%となっています。本市でも、地域課題の解決のため、男女共同参画推進を図る上でも、条例の策定が必要と考えています。

男女共同参画推進懇話会等で十分議論いただいた上、制定について、平成27年度中に策定できるよう取り組んでいきたいと思

ので、よろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。

大変良い答弁を全体的にいただきましたので、よろしく申し上げますと、これで終わってもいいのですが、せっかくちょっといろいろ調べてまいりまして、条例制定で終わってはいけませんし、条例制定をしてからがスタート、より一層の躍進に向けてのスタートだと考えますので、少し何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、小項目の1番からですが、いろんな機構改革をされてから、本当に素晴らしいいろいろな男女共同参画の具体的な施策をいろいろ講じていただきまして、本当に感謝をしております。やはり、職員を1人配置、専任で配置していただくと、このように成果が現れてくるのかなとは考えておまして、感謝をしておるんですが、先ほどのご答弁にもございました女性の人材リストを今進めているということなんで、審議会の委員への女性の進出というのが、まだまだ目標値には足りていないっていう部分がございます、この女性の人材リストの発掘っていうのが、大変重要な課題となってきたんですが、なかなか広報活動が十分になされていない。そういう人材リストが募っているんだよということが、まだまだ市民の皆さまに周知徹底されていないという問題点があるということと、今までこの男女共同参画というのは、以前は青少年女性課というのがございまして、どちらかという教育委員会の社会教育の部門に、この男女共同参画が入り込んでいた部分があるんですけども、その中の教育委員会との連携っていうんですか、教育委員会には地域

に根差している公民館というのがございまして、公民館なんかの役員であるとか、公民館活動を熱心にされている方々の中から、女性の社会的な進出に興味がある方とか、多様なご意見をお持ちの方というような人材を発掘できる手だてになるのかなと考えているんですが、教育委員会の中にも、ボランティアの組織として、人材バンクというのがございすね。そちらのほうとの整合性というか、活用というか、その辺のところは、市長部局の市民生活環境課と教育委員会のほうで調整というか、連携っていうか、そのようなことはなされているのでしょうか。ちょっとその辺、どちらでも結構でございますので、まだなされていないのであれば、今後の方策をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）議員のおただしのように、なかなか連携は図れていないと、今のところは感じております。ですので、今後は、社会教育課のほうでボランティアとして登録していただいている方については、限られた範囲の活動ということになっておりますし、その際の募集には、それ以外には使用しないと、公表しないということにもなっておりますので、今後はそういう方々にも、こちらの女性の人材バンクのほうに登録していただけるように、そういうところにも連絡していかというような了承を得た上で、情報を提供していただけるように、社会教育課とも連携していきたいと思います。

また、先ほどからもおっしゃっていただいております公民館などで、文化センター、そういうところにもチラシのほうは配布しております。ですが、なかなか人材というのは率先してというか、手を挙げてというのは難しいところもありますので、やはりそういう活動をしていただいている方も個別にあたる

ような形で、情報提供いただけるかどうかということも、今後は確認しながら行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）どうぞよろしくをお願いします。

女性の数、審議会等への女性の参加が増えたといっても、メンバーを見れば、ほとんど同じ人であったということであれば、その人数は数的には増えていないということなので、やはりいろいろな方々に広く知っていただくということが大事ですし、その辺の工夫を、ぜひとも教育委員会のほうと連携、タッグを組んでやっていただきたいということがございます。

もう一点、以前12月に質問をしたときに、当時の担当部長が、進行管理が重要であって、なかなか進行管理が把握できていない部分があるので、これからの課題であるというようなご発言をされておりましたが、今お聞きしましたら、ホームページのほうに進行状況といますか、を直アップしていただけるということで、大変期待をしておるところでございますが、今回朝活とか、そういう女性の活動に対するサポート的なことをやっていただいているんですが、なかなかそれがまだまだ広く女性の方に周知されていないという点がございますので、今議会でもいろいろな議員からのご質問がございました。

インターネット等、SNSを使った広報っていうのにも、積極的に取り組んでいただきたいんですが、その辺のところのお考えを少し聞かせていただけたらと思います。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）おたのしみとおおり、各メディアを活用できるものは活用させていただいて、広報してまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。よろしくをお願いします。

それでは、小項目の2番でございます。

女性相談窓口の状況なんですけど、平成29年の開設を目標に取り組んでいただいているということで、これもまた大変うれしい限り、少し日程はありますが、うれしい限りなんですけど、この議会でも、きょうの午前中の質問の中にもございました家庭支援の問題、不登校とか家庭支援の問題であるとか、それからひきこもりの問題であるとか、さまざまな相談窓口があるわけですが、この女性相談窓口といっても、全てにかかっている、リンクしている部分があると思うんです。

だから、その点においても一つのひきこもりやったらひきこもりっていう相談を受けると、その後ろには女性のさまざまな問題があったり、またそこにDVも絡んできたりとか複合的にいろんな問題が絡んでいると思いますので、この女性相談窓口を開設されるにあたっては、ぜひとも、これもまた教育委員会とか健康福祉部とかとの連携を、本当に密にとっていただいて、どういう状況の相談窓口を開設するのが一番市民の方々にとって利便性があるのか、効果があるのかっていうことを、庁内の中で検討をしていただいて、開設に向けて取り組んでいただきたいと思います。

その中で、女性相談員の養成講座というのを、また27年、28年で開設していただくということでございますが、メンタルケアの部分ですね。心の問題の部分で、やはりただ話を聞いているだけじゃなくって、その話を聞いた中でカウンセリングができるようなカウンセラーなんかを、また養成していただくことも大事であるのではないかなと思うんですが、その辺のところのお考えは、部長はお持ちになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）今のおただしですが、先ほども申しましたように、27、28年で相談員の養成を行います。で、29年度、相談窓口を設置できるような、今現在は計画をしております。

まず、その相談窓口というのは、こちらにお越しいただいて、個別で対応していけるのが一番よろしいんですが、なかなか一対一でお越しいただいて、相談するっていうのも抵抗があるということになれば、まずは電話相談からということになります。

29年度で状況を見ながらになるかと思いますが、30年度をめどに、個別な面接、電話により、その中で信頼関係が築けていけば面談をして、必要に応じ診療的など、診療内科またはカウンセリングが必要な方については、そのような対応をできるように、心のケアができるような方の配置も考えていきたいと考えております。

ただ、そういうカウンセリングの方を常駐していることについては、なかなか経費もかなり必要になってまいりますので、そういう資格をお持ちの方について、週1回程度とかというような形で、必要に応じた配置を考えていきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。

もちろん教育委員会と健康福祉部との連携もとっていただけるという思いもおありやと思っておりますので、繰り返し申し上げますが、そんな中で、第二次計画の冊子の7ページに、取り組みと課題ということで、女性の活動拠点となる男女共生推進センターの開設は実現しませんでした。その必要性和実現の可能性について再検討する必要がありますっていうことが書いてあるんですが、保健福祉センタ

ーができて、30年度に向けて女性相談窓口等の開設も進められておるといの中で、再度センター機能を充実させていくようなお考えは、今のところ、お持ちではないですか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）まずは相談窓口からとは考えております。その中で、状況を鑑みながら、場所の問題もございます。そういうところもありますので、関係機関、もちろん教育委員会、福祉部門とも協議しながら、必要に応じ、考えていきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）どうぞよろしく願います。

男女共生推進センターっていう、やっぱり拠点があれば、より一層の推進が図られると思いますので、条例化をして、なおかつこのセンターの設置に向けても取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、3番目の質問でございますが、男女共同参画って言ってしまいますと、何かこう女性だけに優遇された、女性という一定の性だけに優遇されたようなものであるのではないかなという観点がよくあるんですが、それはもうそもそもそういうものではなくって、性別にかかわらず個人として尊重されるということでございますので、性別を問わずっていうことは、もちろん性的少数者であるLGBTの方たちも含めて全ての方を対象として、この条例制定に向けて取り組んでいただきたいという思いを込めて、この質問をさせていただいているんです。

よく調べていただいております。先ほど部長もおっしゃっていただきました大阪市淀川区ですね。ここが、LGBT支援宣言っていうのをされていらっしゃるんです。それもお手本にさせていただきたいということと、

私は男女共同参画推進条例の中に、ぜひともこの視点を取り入れていただきたいと思っています。今までなかなか条例制定ができずに、本当に遅れているっていうか遅い、後発のスタートでございますので、後発のスタートであるならば、最新のこういう視点を取り入れていただきたいということで、この男女共同参画の条例の中に、この視点を盛り込んでいる自治体が、全国には二つございます。多分調べていただいていると思いますが、多摩市と東京都文京区がこの視点を、文言を取り入れていただいておりますので、こういうところの条例も参考にさせていただいて、ぜひともこの条例の中には、こういう視点を取り入れていただきたいのですが、そのお考えはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）議員おっしゃるとおり、後発になっております。条例の策定につきましては、やはり先進的に取り組んでおられる、今おっしゃっていただいた多摩市であったり、文京区または淀川区のほうの条例等も参考にしながら、また男女共同参画推進懇話会ははじめ女性会員の皆さま方の意見等もお聞きしながら検討してまいりたいと思いますので、その際につきましては、また議員はじめ皆さま方のお知恵も拝借したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。

ぜひとも先進の事例を参考にしながら、後からつくってもいいのができたよねっていうような、そしてまたできて終わりではなくって、取り組んでいただきたいと思いますが、このLGBTに関しましては、なかなかまだ日本では取り組みが遅れている部分もあるのですが、欧米のほうではこの問題が取り沙汰

されているところもございます。

その中で、幼少期にLGBTの問題で悩んで、自分は人と違うんだということで、その思いから苦しんで自殺に追い込まれている若者たちも後を絶たないと聞いておりますので、これはぜひとも学校教育の中で、まず先生方、教職員の方たちから、このような研修を行っていただきたいんです。

インターネットなどで調べますと、教育長、子どもと親と教員のためのLGBT入門ガイドというようなものが出てまいりますので、なかなか保護者としたら、そういう情報というのはなかなか入りにくい部分もありまして、我が子のこととなると、なかなか受け入れがたいというか受け入れにくい部分もあると思いますので、そういう面においては、やはり教職員の先生方がこういう情報をお持ちになって、研修をしっかりと受けられて、小さい子どもたちの間のそういう問題であるとか悩みについてのしっかりとした対処をしていただきたいとは考えているんですけれども、その辺の点について、教育長のお考えを少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員のご質問にお答えします。

実は、一般質問のほうでLGBTって回ってまいりまして、初めて、私、知った次第です。個々には、L、G、B、Tに分けますと、それぞれはわかるんですけども、こう言葉が並べられると、何やらなって、はじめ思っておった次第です。ということは、教育現場につきましても、なかなかこのLGBTまでの一連の言葉っていうのは、まだわかってない部分も多いと思いますので、議員おっしゃるとおり、現職教育でも検討していきたいと思っていますけれども、ただ、私、この部分で知らないにしても、学校現場ではもう既に、例

えば人権の副読本でしあわせっていう副読本があります。これは、小学校高学年から中学生まで手渡す副読本なんですけども、その中に、高嶋洋子さんって、私も一緒にお仕事させていただいた県の職員やった人なんですけども、この方が、たしかみんな違ってみんないいという大きな項目の中に、男だから女だからっていう文章があります、一つ。もう一つは、これも同じ方の作品なんですけども、この言葉も大変、私は好きなんですけど、枠にとらわれずになりたい自分になるという作文っていうんか文章もございます。この部分につきましては、小学校高学年で学習しております。

ただ、今おっしゃられたとおり、子どもの中で、自分が解決できないもやもや感を抱えている子どもというのは、恐らく30人に1人という割合ですので、1教室に1人いるかもわかりません。こんな場合、いつでも先生方をお願いすんのは、はじめに子どもありきという気持ちで接してほしいですよということを、先生方をお願いしています。

はじめに子どもありきで接する場合、子どもの持っているもやもや感っていうのは、お互い享受できるんじゃないかなと。その中で、やっぱりなりたいたい自分になったらいいんだよという安心感を与えられるんじゃないかなという気持ちであります。

だから、原点として教員であれ、養護教員であれ、原点として持つべきものは、はじめに子どもありきで、子どもの気持ちにどこまで寄り添えるかが原点であろうかなと思っています。

ただし、先ほど議員ご指摘のとおり、この部分の現職教育っていうのは、やはり古くて新しい問題かなって、逆に思っておりますので、現職教育としてしっかり学習に取り組んでもらえるように、また指導してまいります。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）よろしくお願ひします。

もうそのように言っていただいたら、本当に心強い限りでございますので、本当につなげてLGBTって聞くと、何のこっちゃってなると思うんですけども、本当に言われたとおり、古くて新しい問題かなって、私も思っています。30人に1人ということは、この議場の中にも1人おってもおかしくないんですよというような状況でございますので、何せ子どもたちは本当に思春期で、いろんなもやもやを持っていることがたくさんあると思いますし、またそれがいじめにつながるということにもなりかねませんので、その辺のところをよろしく、教職員の研修のほうから取り組んでいただきたいと思います。

④でございます。条例制定に関しては、もうありがとうございます。平成27年度中に策定するというような、大変うれしいお言葉をいただきました。心強い限りでございますが、ここで一つお願いなんですけど、先ほどはLGBTの視点も入れていただけるということで、もちろん防災面での女性の視点も入れていただきたいということと、もう一点が、男女平等を阻害するような市の施策とか、人権侵害についての苦情処理についての項目というのを、その条例の中に盛り込んでいただきたいと思いますけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）ただ今のおただしですが、私の手元に現在多摩市の条例がございます。多摩市女と男の平等参画を推進する条例となっております。この中にも、やはり今おっしゃっていただいたように、男女平等参画苦情処理委員という項目がございます。やはりこういうような先進的なところも

参考にしながら、より良い条例になるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。

このようなとんとんと進んできて、いい成果が現れてきたのは、やはり専任の職員を配置していただいて、その職員と人権男女共同推進室がしっかりと意識を持って頑張ってきていただいたおかげでございますので、できてきたから、職員をもうなくすわとか、専任の職員を置かなくするというようなことがないように、ちゃんときっちりと職員の配置も考えていただいて、この条例ができてからが本当の意味での橋本市にとっての男女共同参画のスタートやと感じておりますので、市長、どうぞよろしくお願ひしたいと思いますが、市長の公約の中にも男女共同参画の視点っていうのが、項目が挙がっておりましたが、まだ時間もたっぷりございますので、ぜひとも最後の締めくくりとして、市長の男女共同参画に対するご私見を述べていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えをします。

私もこの男女共同参画社会というのは、非常に重要なことだと考えています。27年度までに作成するっていうことを、人権男女共同推進室のほうに指示をしました。

その中で、人権男女共同推進室には、市民の意見を聞いて、懇話会の皆さんの意見や女性団体の意見も聞いて、それをもとに条例をつくりなさいという話をさしていただいています。

私の公約の一つとしてある市民協働という

部分で、やはり市民の皆さんが中心に、一度条例をつくっていただくということが、行政がつくるよりはるかにすばらしいものもできると思っておりますし、ここまで進めてきていただいておりますので、逆に条例をつくることによって、これからせねばあかんことを明確にできるかなと考えています。

県の課長からのお話もいただいていますし、この問題については、本当に市民目線の条例をつくっていただくということを、担当のほうにも話しておりますので、27年度中に策定をして、今後、橋本市としても取り組んでいきたいと思ひています。

先ほどから相談センターのお話も出ておりましたが、今直ちにどういう形にするかっていうことは申し上げられませんが、今消費者相談センターっていうのを開設に向けて、1人臨時職員かを雇用して、3年かけて専門職として育成するというのを、補助金もありますので、それを活用して、今進めていこうと考えています。

同じように、やはりセンターをつくるにしても、マンパワーがあるかどうかっていう問題、専門職がいるかないかっていう問題が、非常に大きな問題かなと思ひます。その中で、どういう形になるかはまだ考えていませんが、その中で人を育てて、そこで本当に相談業務ができる。これは、一部が相談できてもこっちができないというもんじゃだめだと思ひんで、やはり専門職をいかに、27年度から取り組んでいく上で、そういう専門職を育てていくっていう部分にも力を入れていくっていうことも必要ではないかと考えています。

まず、27年度中に条例を制定するということとしておりますので、その中で行政としての責任というか、やるべきことはしっかりとやっていき、また市民の皆さんでやっていただくことは、市民の皆さんと一緒にやってい

くというふうに、しっかりした取り組みを
してまいりたいと思いますので、土井議員は
じめ各種団体や女性の団体であるとか、懇話
会の皆さんとも協力をして、いい条例にした
いと思いますし、橋本市がトップランナーと
して、また活動できるように取り組んでまい
りますので、ご協力のほどよろしくお願いし
ます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございました。

本当に市長の前向きなご答弁をいただきま
して、私もできる限りの形で協力をさせてい

ただきたいと思いますので、よろしくお願
いします。ありがとうございました。終わりま
す。

○議長（石橋英和君）11番 土井君の一般質
問は終わりました。

○議長（石橋英和君）これにて一般質問を終
結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さ
までした。

（午後 2 時 58 分 散会）